

国による高等教育の修学支援制度

2022年度 募集要項

2022年4月

1. 修学支援奨学金の目的

本奨学金は、大学等における修学の支援に関する法律（以下、「修学支援法」という。）に定める修学支援の確認校として、入学金及び授業料の全部又は一部を免除することにより、修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により学業の継続が困難な学生を支援することを目的とします。

2. 申請資格

当校に在学する学生のうち、修学支援法施行令（以下、「施行令」という。）及び修学支援法施行規則（以下、「施行規則」という。）に定めるとおり、原則として以下のいずれの要件にも該当した方が対象となります。

なお、日本学生支援機構(以下、「JASSO」という。)の給付型奨学金(「以下、「JASSO奨学金」という。)」の認定者は、下記要件をいずれも満たしたものとして、対象者として認定され、申請資格を有するものとみなします。

- (1) 選考対象者及びその生計維持者（以下、「選考者等」という。）の減免算定基準額※が51,300円未満であり、かつ、その有する資産の総額が2,000万円未満（生計維持者が1人の場合にあつては、1,250万円未満）であること。

- ※ 減免算定基準額＝市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額+税額調整額）
- ※ 政令指定都市に関しては（調整控除額+調整額）に3/4を乗じます。
- ※ 資産とは現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう

- (2) 学業状況成績に関する基準

- ①入学後、1年以内の者（転学・編入学を除く）でAからDのいずれかに該当すること

- A 高校等の評定平均値が3.5以上であること
- B 入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- C 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- D 学修意欲・目的、将来の人生設計等が確認できること

- ②上記以外の者（転学・編入学を除く）A又はBのいずれかに該当すること

- A 当校での学業成績が上位2分の1以上であること
- B 学修意欲・目的、将来の人生設計等が確認できること

- (3) 日本国籍等を有する者

- ※ 日本国籍を有しない者で、法定特別永住者として本邦に在留する者、永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者、定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの（将来永住する意思があると認められた者）は本制度の対象者となります。

- (4) 過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがある者(編入学等を除く)もしくは高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から当校へ入学した日までの期間が2年を経過した者その他一定の者以外であること

【注意点】

- ・ 2(1)については、「進学資金シミュレーター」を利用してご自身が対象となるか否か事前に確認

を推奨するため、JASSO のホームページにて事前にご確認ください。既に JASSO より採用候補者決定通知書を受領している場合は不要となります。

- ・ 2(1)については、原則として JASSO へ選考者等のマイナンバーを提出することにより判定が行われます。
- ・ (1)～(4)の要件全てを満たさない場合でも申請資格を有する場合があります。申請を希望する学生は別途ご相談下さい。

2-1. 対象学科

(1) 上記 2 の申請資格を満たした者の支援対象となる学科は、以下のとおりです。

- ① 自動車整備科、国際整備科及び 1 級自動車科
- ② 1 級専攻科、スマートモビリティ科、トヨタセールスエンジニア科及びボデークラフト科※

※ 2 (4) より、②の学科の学生のうち、自動車整備科在籍時に JASSO 奨学金を受けていた場合は対象外となるのでご注意ください。

3. 減免金額等

(1) 減免金額

下記の金額を上限として入学金及び授業料等の減免（以下、「減免」という。）を行います。授業料については各学科の「年間授業料」が上限となります（施設設備費等は対象外）。

- ① 入学金：160,000 円
- ② 授業料：各学科の年間授業料相当額※
※自動車整備科及び 1 級自動車科 1・2 年時の年間授業料は、500,000 円です。
- ③ 区分：2 (1) の基準により以下の 3 区分に判定されます。

区分	減免額算定基準額	減免額
第 I 区分	市町村税100円未満	満額(上記の入学金・年間授業料)
第 II 区分	100円以上～25,600円未満	第 I 区分の減免額の2/3
第 III 区分	25,600円以上	第 I 区分の減免額の1/3

(2) 減免期間

申請の時期により、減免期間が異なります。

- ① 春採用者：予約採用及び 5～6 月頃募集の在学採用者への減免期間は 4 月から 9 月まで。7 月頃及び 1 月頃の「継続願」により、以後、6 ヶ月単位で減免期間が延長されます。7 月頃の「継続願」の際は、JASSO が成績確認及び世帯所得状況確認を行い、区分が変更されることがありますので、区分が下がった場合は差額を返還してもらうことがあります。また、1 月頃の「継続願」の際は、成績確認がありますので、その結果に伴い、警告・廃止となる可能性があります。
- ② 秋採用者：9 月頃、再度募集を予定しており、この場合の減免期間は、10 月から 3 月までとなります。以後は、上記①と同様になります。

(3) 還付日

原則として、JASSO 奨学金の認定を当校にて確認でき、かつ、申請書類の受理が確認できた者に学費納付日と上記確認日のいずれか遅い日の属する月の翌月末までに既納分より還付します。

【注意点】

- ・原則として学費の引落しがされた後、還付手続を行うこととなりますのでご注意ください。
- ・経済状況・学業状況等によっては本支援の期中での区分変更に伴い徴収等がありますのでご注意ください。返還等の基準は施行令及び施行規則等を基準として行うものとします。
- ・7月及び1月頃、提出が必要となる「継続願」を提出しない場合は、本制度の減免等を期中にて停止します。この場合、別途通知にてご連絡致します。
- ・学業成績が一定の基準に達しない又は出席率が一定以下等の場合には本制度の減免等の金額について返還等を求めることがあります。

4. 申請方法等

(1) 申請方法

原則として JASSO 奨学金の手続きと併せて行います。まずは JASSO 奨学金の手続きを行ってください。JASSO 奨学金を希望しない場合は事前に窓口へご相談ください。

(2) 申請期間

原則として JASSO 奨学金の手続きに準じます。

(3) 受付窓口

事務室窓口 総務部 修学支援奨学金担当

5. 申請書類

原則として JASSO 奨学金の手続書類と併せて申請書類を配布致します。JASSO 奨学金を希望しない場合は事前相談のうえ、申請書類をお渡しいたします。

6. 申請から還付までのスケジュール

申請資格を満たし申請書類を不備なく提出した者につき、原則として JASSO が家計状況及び学業成績等を基に審査します。JASSO 奨学金を希望しない場合、当校にて審査します。

① 申請期間 4 (2) の期間

② 判定時期 原則として JASSO での判定期間に準拠

③ 判定結果発表 判定日の属する月の月末までに郵送にて通知又は申請者本人に手渡し

④ 奨学金減免支給日 原則として年度の初回に関しては認定日の属する月の翌月末までに、既納付額・認定区分・認定期間に対応した減免相当額を還付し、2回目以降は各期の学費の納付確認日の属する月の翌月末までに既納付額・認定区分・認定期間に対応した減免相当額を還付します。

なお、2期学費(8月～11月分)のうち、10月～11月分に関しては下半期の認定区分が確認できた翌月末までに既納付額・認定区分・認定期間に対応した減免相当額を還

付します。

7. 支給日及び金額の一般例（自動車整備科1年生かつ認定区分が満額のパターン）

- (1) 4月末に入学金16万円及び授業料17万円を還付
- (2) 8月末に2期（8月～11月分）授業料のうち8月～9月分の約8万円を還付
- (3) 11月末に2期（8月～11月分）授業料のうち10月～11月分の約8万円を還付
- (4) 翌年1月に3期（12月～3月分）授業料約17万円を還付

8. その他注意点

- ・偽りその他不正の手段により本奨学金を利用した又は退学等の処分を受けたときは、授業料減免対象者としての認定を取消します。この場合、当該事由に該当するに至った日の属する年度の初日に遡り返還請求を行います。
- ・他の減免奨学金との併給が認められない場合があります。
- ・その他記載のない事項に関しては別途ご相談下さい。

9. お問い合わせ先

総務部 修学支援奨学金 担当 江頭 裕司（エトウ ユウジ）

TEL：042-663-3211（平日9：00～17：00）

アドレス：etou@toyota-jaec.ac.jp